

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	2021年における外交・防衛分野の課題
著者 / 所属	宮崎 雅史・寺林 裕介 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	432号
刊行日	2021-2-19
頁	51-65
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210219.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

2021 年における外交・防衛分野の課題

宮崎 雅史

寺林 裕介

(外交防衛委員会調査室)

1. 米国のバイデン新政権発足と日米関係
2. 日中の協力関係と「戦狼外交」への対応
3. 近隣外交（韓国、北朝鮮、ロシア）の現状と課題
4. 自由貿易体制の維持・発展、グローバル課題への関与
5. イーゼス・アショアの配備プロセス停止を受けた対応
6. 防衛大綱・中期防3年度目の防衛関係費
7. 在日米軍駐留経費負担
8. 普天間飛行場移設問題

国際社会は新型コロナウイルス感染症の世界的拡大、保護主義や一方的な現状変更の試みといった国際秩序に対する挑戦、気候変動等の課題に直面しており、これらの課題解決を図るため、我が国はより一層主導的な役割を果たすことが期待される1年となる。その上で、バイデン新政権の発足を受けた米国、中国及び近隣諸国との関係や、自由貿易体制の発展、地球規模の課題解決に向けた今後の取組を注視する必要がある。

また、イーゼス・アショアの配備プロセス停止を受けて、2020年12月に新たなミサイル防衛システムの整備等について閣議決定され、今後の抑止力の在り方が注目されているところ、防衛大綱・中期防¹3年度目に当たる2021年度の防衛関係費は過去最高額となっている。在日米軍に関しては、駐留経費負担に関する新たな特別協定について米側と交渉中であるほか、普天間飛行場代替施設建設事業では、防衛省が埋立変更承認を沖縄県に申請し、新たな局面を迎えている。

これらを踏まえ、本稿では、外交・防衛分野における2020年の主な動きを適宜振り返りつつ、2021年に向けた課題を記す（2021年2月2日²脱稿）。なお、本稿における人物の肩

¹ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（いずれも2018年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定）

² 本稿におけるホームページ情報の最終アクセスも同日である。

書は、原則としていずれも当時のものである。

1. 米国のバイデン新政権発足と日米関係

米国では、2021年1月20日、バイデン大統領が就任し、4年ぶりに民主党政権が発足した。先のトランプ政権下においては、トランプ大統領が掲げた米国第一主義の下で多国間主義に否定的な外交政策が展開された³。例えば、パリ協定、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定、WHO（世界保健機関）等からの離脱を決定し、国際経済秩序の構築や軍縮・不拡散への取組にも消極的であった。これとは逆にバイデン新政権は、グローバルな脅威に対する国際協調を重視する姿勢を示しており、すでに大統領選挙期間中からトランプ政権が採った対外政策の変更を示唆していた（表1参照）。

表1 バイデン政権の対外政策の主な方針
(大統領選挙期間中の発表による)

同盟関係	<ul style="list-style-type: none"> 同盟国やパートナーとの協調を最優先 日本、韓国、豪州を含む同盟国との関係強化 同盟国に応分の責任分担を要求 	通商政策	<ul style="list-style-type: none"> 米国の競争力に投資するまでは新しい貿易協定の交渉をしない 貿易協定には労働、人権、環境に強力な基準
中国	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動、核不拡散、公衆衛生で協調を模索 不公正な貿易慣行から米労働者を保護 南シナ海での中国軍の威嚇に対抗 香港自治侵害への制裁を完全に執行 	気候変動	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定に復帰 2050年までに温暖化ガス排出実質ゼロ 緑の気候基金へのコミットメント再確認
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> 交渉担当者の権限強化 関係国と協調して非核化を推進 人権侵害を中止するよう圧力 	核軍縮・不拡散	<ul style="list-style-type: none"> 新STARTの延長を模索 核兵器の役割低下 CTBT批准に向けて推進 遵守されるならイラン核合意に復帰
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> ロシアに対抗するためEUと協力 NATOの軍事力を維持 	その他	<ul style="list-style-type: none"> WHOに復帰 国連人権理事会に復帰 SDGsへのコミットメント再確認 サイバー、宇宙、AI、無人機の技術に投資
中東	<ul style="list-style-type: none"> アフガニスタンや中東から大半の部隊を撤収 エルサレムはイスラエルの首都として維持 		

(出所) 米国民党政権綱領(2020年8月18日採択)、バイデン前米副大統領の論文(『フォーリン・アフェアーズ』(2020.3/4) 掲載)を基に筆者作成

昨年の大統領選でバイデン氏は史上最多となる約8,100万票を獲得したが、敗北した共和党トランプ氏も約7,400万票の支持を集め、米国の分断がより深刻化したことが明らかとなった。このことから、バイデン新政権は対外的に期限が設定されているものを除き、国内社会の結束を優先し、新型コロナ対策と米国経済の立て直しから着手することが予想される。とはいえ、新型コロナへの対応で国際協調が求められる中、米国は未だ世界をリードする超大国であり、その米国が国際社会の課題に前向きに関与するよう、パートナーである日本は協力・後押しすることが望まれる。

³ 古城佳子「ポスト・トランプ状況と国際協調の行方」『世界』(2021.1) 199頁では、トランプ政権の外交政策の特徴として「多国間主義の否定」が挙げられた。

バイデン新政権発足後の2021年1月28日、菅総理とバイデン大統領は電話会談を行い、両首脳は、日米同盟を一層強化すべく日米で連携していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携することで一致した。また、気候変動や新型コロナ対策、イノベーションといった国際社会共通の課題についても日米で緊密に連携していくことで一致した。菅総理からは訪米の意向が示されているところであるが、バイデン政権の発足後にいち早く首脳会談の機会を得ることで課題を共有し、また、政府間で政策を擦り合わせるにより、日米両政権の新たな協力関係を構築する必要がある。具体的な案件としては、在日米軍駐留経費の日本側負担分をめぐり、2021年3月末で期限を迎える現行の特別協定について早急にその展望を示すことが求められる（7. で詳述）。

2. 日中の協力関係と「戦狼外交」への対応

近年の米中間における制裁関税の応酬については、トランプ政権特有の強硬姿勢から開始されたものの、バイデン新政権によって一方的に制裁関税が撤廃される見通しにはなっていない。米国において中国のハイテク企業に対するデカップリングの動きが見られる中、米国民民主党の政策綱領では、中国との自滅的な関税戦争には陥らないと否定しつつも、中国における経済・安全保障・人権上の深刻な懸念についてははっきりと強力に押し返すとしており⁴、対立の構図は容易に変わらないとの見方もできる。

日本で菅内閣が発足（2020年9月）すると、米中関係悪化を背景として、中国側からは日本と安定的な関係を構築しようとする意図が見受けられた。習近平国家主席は菅総理宛の祝電の中で、日中関係について「長期的安定と友好協力」を求めた。また、米国の政権移行期にあって、中国側の要請から実現した日中外相会談（11月24日）では、新型コロナで停止したビジネス往来の再開、2021年中の日中ハイレベル経済対話の開催、日本産食品輸入規制協議の開始などで合意するなど、主に両国の経済再生に向けて利害が一致できる部分で成果があった。

しかし、「戦狼外交」と称される中国の好戦的な対外政策は、日中間の懸案事項においても目立ってきている。特に海洋権益をめぐるとの問題については、力による現状変更の試みとして日本にとって受け入れがたい事態が進行している。尖閣諸島周辺海域においては、2020年中、延べ88隻の中国公船が日本領海内に侵入し、2020年10月には約57時間にわたり領海内に止まるなど領海侵入が常態化しており、また、接続水域での航行日数は過去最多の333日（2019年は282日）となった。さらに、この状況について王毅国務委員兼外交部長は日中外相会談後の共同記者発表（11月24日）で「一部の真相がわかっていない日本漁船が釣魚島（魚釣島の中国名）周辺の敏感な水域に入る事態が発生している」と述べて中国公船の活動を正当化した。日本政府にはこうした中国側の活動に対して領域保全に万全を期すとともに、その一方的な主張には即座に毅然とした対応を採ることが求められる。すでに米大統領選挙後の菅総理とバイデン次期大統領の電話会談（11月12日）では、バイデン次期大統領から日米安全保障条約第5条の尖閣諸島への適用についてコミットする

⁴ Democratic Party, “2020 Democratic Party Platform,” <<https://www.demconvention.com/wp-content/uploads/2020/08/2020-07-31-Democratic-Party-Platform-For-Distribution.pdf>>

旨の表明があった。

力による現状変更の試みとしては、他の中国周辺領域においても軋轢が生じている。南シナ海情勢をめぐるのは、周辺関係国のみならず、米国やEUから国際法を遵守するよう要求されているにもかかわらず⁵、中国は軍事拠点の整備を進め演習を繰り返した。また、台湾海峡において中国は、戦闘機による中間線越境など軍事的な威嚇を強めている⁶。インドとの国境係争地においても、2020年6月に死者を出す軍事衝突が起きた後に対立が継続するなど、周辺国との摩擦が常態化している。

香港や新疆ウイグル自治区をめぐる人権・民主化問題など、自由・民主主義を基本的価値とする国際秩序への挑戦も見逃ごせない事態が継続している。2020年6月に制定された香港国家安全維持法は国家の安全に危害を及ぼす行為等を広く処罰対象とし、また、香港の治安情勢に直接介入できるよう国家安全維持公署を新設するなど、香港の高度な自治を否定する動きが続いた。米英を始めとした各国は、英中共同声明（1984年）違反として「一国二制度」の形骸化を強く懸念しており、日本としてもこれと歩調を合わせ、人権などの普遍的価値については妥協のない主張を続ける必要がある。

3. 近隣外交（韓国、北朝鮮、ロシア）の現状と課題

（1）韓国

日韓両国は1965年の国交正常化以降、経済・社会の結びつきを強めながら友好関係を築いてきた。しかし、韓国は近年、旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国大法院判決による日本企業資産の現金化に向けた手続や、慰安婦問題について「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した日韓合意の否定など、従来の日韓関係の前提を覆す動きを続けており、文在寅政権下で日韓間の信頼関係は大きく後退した。2020年9月24日に文在寅大統領と電話会談を行った菅総理は、こうした両国間の問題について、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることを改めて求めた。しかし、2021年1月8日、元慰安婦が日本政府に対して損害賠償を求めた訴訟で、ソウル中央地裁が国際法上の主権免除の原則を否定し、原告側の訴えを全面的に認める判決を下すなど、日韓間には更なる難題が浮上している。茂木外務大臣はこの判決を受け、「国際法上も二国間関係上も到底考えられない異常な事態が発生した」との認識を表明した⁷。

2022年3月の韓国大統領選挙まで約1年となった文在寅政権にとって、日本に批判的な支持層のことを考慮すれば、日本側が納得できる提案を示して関係改善を優先することは難しい決断となる。北東アジア地域において北朝鮮の核・ミサイル等の軍事的な脅威が継続する間は、日米韓三か国の安全保障協力は重要であり、日韓両国の政治的対立が長期化

⁵ ポンペオ国務長官は、7月13日、中国の南シナ海をめぐる権利の主張を「完全に違法」とする声明を発出した（米国務省ウェブサイト〈<https://2017-2021.state.gov/u-s-position-on-maritime-claims-in-the-south-china-sea//index.html>〉）。また、EUは中国との首脳会談（9月14日）で、香港や新疆ウイグル自治区の人権問題への懸念や南シナ海での一方的行動を慎むよう求めた（『毎日新聞』（2020.9.16））。

⁶ 2020年中に、中国軍機が台湾の防空識別圏に過去最大の380回侵入したことを台湾の防衛当局が明らかにした（“Taiwan says Chinese jets made record 380 incursions in 2020,” France 24, January 5, 2021.）。

⁷ 第204回国会参議院本会議録第1号（令3.1.18）

すれば、こうした安全保障協力の停滞を招く危険性もある。

(2) 北朝鮮

新型コロナウイルス感染症の拡大に対して北朝鮮は、国境における人的往来や物流を厳しく制限したため、中朝貿易が減少した。加えて、核・ミサイル開発に対する国際社会からの経済制裁、相次ぐ台風被害を受け、北朝鮮は三重苦と呼ばれる困難な状況にある。核・ミサイル問題については、金正恩委員長とトランプ大統領との首脳外交を中心とする米朝交渉が進められてきたが、具体的な成果は得られないまま膠着状態に陥った。その間も北朝鮮は、新たな兵器開発を継続しており、2020年3月には短距離弾道ミサイルを複数回発射し、同年10月の朝鮮労働党創建75周年軍事パレードでは新型とみられるICBM（大陸間弾道ミサイル）やSLBM（潜水艦発射弾道ミサイル）を公開した。2021年1月5日から12日まで開催された朝鮮労働党第8回大会では、金正恩委員長が「核戦争抑止力をより強化し、最強の軍事力を育成する」と述べ、また、米国が敵対政策を撤回することを求めた。北朝鮮は、米国のバイデン新政権の姿勢を見極めながら、国連制裁の解除等を求めて交渉プロセスの進展を模索すると考えられる。日本は米国の新政権と早期に対北朝鮮政策を擦り合わせ、北朝鮮の非核化については、米国が地域の平和と安全を十分考慮して交渉を進めるよう緊密に連携する必要がある。

日朝間においては、拉致問題が全く進展を見せおらず、被害者やその家族の高齢化からも、より一層力強い早期の取組が求められる。菅総理は拉致問題について、安倍前政権同様に政権の最重要課題であると明言している⁸。しかし、北朝鮮は「(拉致問題は)完全無欠に解決した」と主張するなど従来の姿勢を変えていない⁹。

(3) ロシア

ロシアとの平和条約交渉については、安倍総理とプーチン大統領の間で通算27回の首脳会談を行って関係を積み上げてきた。特に2018年11月のシンガポールでの会談では、平和条約締結後の日本への歯舞群島と色丹島の引渡しを明記した日ソ共同宣言(1956年)を基礎として平和条約交渉を加速させることに合意し、その後の対ロシア外交の道筋を明らかにした。安倍総理が辞任を表明した後のプーチン大統領との電話会談では、「二人の間の合意も踏まえて平和条約交渉を継続すること」が確認された。菅総理との間でも2020年9月29日に首脳電話会談が行われ、この会談で両者が1956年の日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を継続させることで合意したことを、菅総理は国会答弁で明らかにしている¹⁰。

この間、ロシアで成立した改正憲法(2020年7月)に領土割譲禁止条項が盛り込まれたことから、ロシア側から平和条約交渉と領土問題を切り離そうとする意図を持った発言や行動(例えば、国後島における憲法改正記念碑の設置)が見受けられた。その一方で、ガ

⁸ 第203回国会参議院本会議録第1号5頁(令2.10.26)

⁹ 「拉致問題 完全無欠に解決 北朝鮮外務省、HPで主張」『朝日新聞』夕刊(2020.9.30)

¹⁰ 第203回国会参議院本会議録第2号6頁(令2.10.29)

ルージン駐日ロシア大使は、「日本との平和条約交渉は継続できる」とするモルグロフ外務次官の発言を引用しつつ、シンガポールでの合意を交渉の指針としていることを説明している¹¹。

日ロ交渉と並行して2016年の日ロ首脳会談（長門及び東京）で合意した共同経済活動についての協議が進められている。ただし、2020年は新型コロナの影響により人的交流や事業が停滞し、目に見える形での進展はなかった。加えて、同年12月にはロシア軍が択捉島に地対空ミサイルを実戦配備するなど、ロシアは共同経済活動を進めるための環境醸成に逆行した動きを見せている。日本政府としてはロシア側に信頼関係を損なうような行動を自制するよう求め、平和条約交渉に注力できる環境を整えていくことが望まれる。

4. 自由貿易体制の維持・発展、グローバル課題への関与

(1) 経済外交

日本は近年、TPPを実現させ、特に米国のTPP離脱後はCPTPP（包括的・先進的TPP協定）の成立にリーダーシップを発揮し、アジア太平洋の経済秩序構築を進めた。また、EUとEPAを締結するなど自由貿易体制の維持・発展に努めてきた。TPPを離脱し、日本の自動車とその部品への追加関税を検討していた米国に対しては、日米貿易協定を締結することにより日本の経済利益を確保し、また、EUを離脱したイギリスに対しては、他国に先駆けて日英EPAを作成して日本企業がBrexit（ブレグジット）から受ける影響を緩和させた¹²。米英両国及びEUとは、デジタル貿易についても水準の高いルールを設定しており、日本が「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の実現を目指して立ち上げた大阪トラックの考え方が拡充されている。その後、2020年11月15日には、インドが離脱したもののRCEP（地域的な包括的経済連携）協定が署名に至り、日本は中国、韓国とも新たに経済連携を実現することとなった。

このように日本の経済外交としては、メガFTAを積み重ねて自由貿易を推進する形で推移している。ただし、その中でもいくつかの課題が提起されており、例えば、イギリスが参加に積極的な姿勢を見せるCPTPPについては、参加国の早期批准やその他の国の新規加入、米国のTPP復帰等が挙げられる¹³。また、日米貿易協定については未だWTO（世界貿易機関）で定める通報手続がとられておらず、第二段階交渉を進めてWTO協定整合性を確保すべきことが指摘されている¹⁴。

(2) グローバル課題

ア 核兵器禁止条約の発効と核軍縮・不拡散

核廃絶に向けては、核兵器の非人道性をめぐる議論の高まりの帰結として、2020年10月24日に発効要件を満たした核兵器禁止条約が世界的に注目されており、唯一の戦争

¹¹ M・Y・ガルージン、池上彰「独ソ戦75周年と北方領土交渉」『文藝春秋』（2020.9）189～191頁

¹² 日英EPAの締結意義については荒木千帆美「日英包括的経済連携協定締結の意義」『立法と調査』No.431（2021.2）を参照。

¹³ 菅原淳一「求められる自由貿易体制の再構築」『外交』Vol.64（2020.11/12）42～43頁

¹⁴ 川瀬剛志「WTOを立て直せるか」『外交』Vol.63（2020.9/10）125頁

被爆国として「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組む日本の姿勢が問われた。核兵器禁止条約の賛同国や国際NGOの間では、この条約の発効により核兵器の使用禁止の国際規範が拡大し、受容されることが期待されている。しかし、人道的アプローチからの核軍縮の推進にも同時に国家安全保障の側面からの裏打ちが必要であるとして、安全保障政策を踏まえた建設的な議論の必要性が指摘されている¹⁵。日本政府は、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、現実的に核軍縮を前進させる道筋を追求していくとして核兵器禁止条約に署名しない考えを維持し¹⁶、また、この条約の締約国会議へのオブザーバー参加については慎重に見極めるとしている¹⁷。

国際社会における核軍縮の現実としては、2019年8月に米ロ間のINF（中距離核戦力）全廃条約が効力を失った。また、米ロ間の新START（新戦略兵器削減条約）は5年間延長が合意されたが、近年、中国を含む軍備管理の必要性が指摘されているにもかかわらず、むしろ米ロ中の3か国は極超音速ミサイルなどの新型兵器の開発を進めており、危険な安全保障環境が生まれつつある。こうした状況下にあつては、核兵器国と非核兵器国の分断に拍車がかかっており、日本がその間の橋渡し役を担うにはこれまでより強いリーダーシップが必要とされ、菅政権の手腕が問われている。NPT（核兵器不拡散条約）発効50年の節目の年に当たっていた2020年の運用検討会議は新型コロナウイルスの感染拡大の最中にあつて延期となったが、この第10回NPT運用検討会議で意義ある成果が得られるよう積極的な日本外交を展開することが期待される。

イ 気候変動問題

気候変動問題は喫緊の課題であるにもかかわらず、米国のトランプ政権は、2020年以降の枠組みとして国際的な目標を定めたパリ協定から離脱した。しかし、バイデン新政権では、国家的な緊急事態として対処していくとして大統領就任直後にパリ協定に復帰し、ケリー元国務長官を大統領特使とするなど気候変動対策を重視する姿勢を示した。日本でも菅総理は総理就任後初の国会における所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した¹⁸。気候変動問題への取組には中国も積極的な姿勢を見せており、習近平国家主席は2020年9月22日の国連総会一般討論演説で、二酸化炭素排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを2060年までに実現するよう努力すると表明した。こうした各国の動きが、国際協調を基調とする連携の端緒となるよう外交政策を進められるか否か日本の取組にも注目が集まっている。

ウ 国際保健分野とWHO機能強化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、グローバル化が進んだ国際社会における感染症危機に対する脆弱性を浮き彫りにし、保健医療分野への国際協力の重要性が再認識されることとなった。日本政府は、海外への新型コロナ対策として二国間支援や国際機関を

¹⁵ 戸崎洋史「核兵器禁止条約の発効—核軍縮の再活性化に向けた課題」『国問研戦略コメント（2020-15）』（2020.10.26）〈https://www.jiia.or.jp/strategic_comment/2020-15.html〉

¹⁶ 第203回国会参議院本会議録第3号19頁（令2.10.30）

¹⁷ 第203回国会参議院予算委員会会議録第1号12頁（令2.11.5）

¹⁸ 第203回国会参議院本会議録第1号4頁（令2.10.26）

通じた支援を活用し、1,700億円（15.4億ドル）を超える支援を実施中である。中長期的には、直接的な新型コロナ対策だけでなく、全ての人が保健医療サービスを受容できるよう、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に注力する必要がある。2020年10月8日、茂木外務大臣はUHCフレンズ閣僚級会合を共同議長として主催したが¹⁹、このように国際的な議論をリードする役割を引き続き担っていくことが重要である。

また、2020年前半の新型コロナへの初動対応について、国際的な対応の中心となるWHOの機能強化が課題として残っている。WHOにできることは限られているが、最初に感染が拡大した中国との協力関係などを再検討し²⁰、次の感染症危機の発生に備える必要がある。幸いなことにバイデン新政権により米国がWHO脱退を撤回しており、米国の関与とともに国際社会をリードする各国が、WHOが機能するよう支援していくことが求められる。

5. イージス・アショアの配備プロセス停止を受けた対応²¹

（1）内閣総理大臣の談話

安倍総理は2020年6月18日の記者会見において、陸上配備型イージス・システム（以下「イージス・アショア」という。）の配備プロセス停止決定に言及した上で、抑止力・対処力を強化する必要性を示唆しつつ、安全保障戦略のありようについて新しい方向性を打ち出す旨表明した。また、自民党内におけるいわゆる敵基地攻撃能力の保有論について問われ、自民党の提案も受け止めていく旨発言した。

これを受けて、自民党は8月4日、「国民を守るための抑止力向上に関する提言」を取りまとめ、相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて、抑止力を向上させるための新たな取組が必要であるとし、政府として早急に検討し結論を出すことを求めた。

9月11日に公表された「内閣総理大臣の談話」²²では、イージス・アショアの代替策について検討を進めているところであり、迎撃能力を確保していくとしつつ、迎撃能力を向上させるだけで国民の命と平和な暮らしを守り抜くことができるのかという問題意識の下、抑止力を強化するため、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針を検討してきた

¹⁹ 外務省ウェブサイト「茂木外務大臣によるUHCフレンズ閣僚級会合の主催（結果）」（2020.10.8）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000683.html〉

²⁰ WHOの評価委員会（IPPR）は1月18日に中間報告を発表し、WHOの初期対応の遅れや中国のより強力な措置実施について指摘した（IPPRウェブサイト〈https://theindependentpanel.org/wp-content/uploads/2021/01/Independent-Panel_Second-Report-on-Progress_Final-15-Jan-2021.pdf〉）。

²¹ イージス・アショアの配備プロセス停止から2020年12月18日の閣議決定に至るまでの経緯及び当該閣議決定の概要については、佐久間惇「イージス・アショアの代替措置と2021年度防衛関係費—新たな閣議決定を踏まえた防衛力整備の概要—」『立法と調査』No.431（2021.2）を参照されたい。

²² 菅総理は、この談話について、「安倍前総理の退任に当たって、国家安全保障会議において重ねた議論について、政府としての問題意識、その検討の状況を改めて整理したものであり、私自身も四大臣会合に官房長官として議論には参加をしてきた。また、この談話は、閣議決定を得ていない、そういう意味において、原則として効力が後の内閣に及ぶものではないと考えているが、私の内閣においても、談話を踏まえて議論を進めて、あるべき方策というものは考えていきたい」旨答弁している（第203回国会衆議院予算委員会議録第3号10頁（令2.11.4））。

が、与党とも協議しながら、2020 年末までにあるべき方策を示し、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境に対応していくこととされた。

（２）防衛省における検討

2020 年 9 月 16 日に菅内閣が発足し、岸防衛大臣は就任会見において、菅総理から、抑止力強化のため、ミサイル阻止に関する新たな方針について、2020 年末までにあるべき方策を示し、速やかに実行に移すよう指示を受けた旨発言した。

防衛省は 9 月以降、イージス・アショアの構成品²³を移動式の洋上プラットフォーム（護衛艦、民間船舶、リグ）に搭載する方向で、米国政府や日米の民間事業者を交え、技術的実現性²⁴、搭載機能、コスト²⁵に加え、脆弱性、運用の柔軟性等について検討を進めた。その結果、洋上プラットフォームとして、民間船舶及びリグについては脆弱性に難があること等から採用せず、情勢の変化に応じて運用上最適な海域へ柔軟に展開することが可能で、自己防護能力を確保した「イージス・システム搭載艦」2 隻をイージス・アショアに替えて整備することとした。

（３）新たなミサイル防衛システムの整備等

2020 年 12 月 18 日、国家安全保障会議及び閣議で決定された「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」では、厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境により柔軟かつ効果的に対応していくためのあるべき方策の一環として、イージス・アショアに替えてイージス・システム搭載艦 2 隻を整備し、同艦は海上自衛隊が保持することとされた。同艦に付加する機能及び設計上の工夫等を含む詳細については、引き続き検討を実施し²⁶、必要な措置を講ずることとされている。防衛省は、基本的な任務は弾道ミサイル防衛として運用構想をさらに検討することとしているが、その際、多様化・複雑化する経空脅威への対処を可能とする機能（SM-6²⁷等）の付加、対艦・対潜機能等の搭載、より長く洋上で任務につけるための艦の設計上の工夫について検討するとともに、海上自衛隊の艦艇勤務要員の確保策として、定年年齢の引上げ²⁸、艦艇勤務の魅力向上、省人化の推進等について検討することとしている。

一方、抑止力の強化については、引き続き政府において検討を行うこととされた。

²³ レーダー（SPY-7）、イージス・ウェポン・システム、迎撃ミサイルの垂直発射装置等で構成される。

²⁴ 米国ミサイル防衛庁及び日米事業者等の検討結果として、いずれの洋上プラットフォームであっても、イージス・アショアの構成品を搭載することは技術的に可能であることが確認されたとされる。

²⁵ 国内の民間事業者が提示したモデル案の一つである最新鋭の護衛艦「まや」型をベースとした案（マルチミッション）では、導入コスト（実射試験経費、人材育成関連経費を含まない。）の規模感として、2,400～2,500 億円以上とされている。

²⁶ 2021 年度予算では、民間事業者から専門的・技術的支援を得るための経費として 17 億円が計上されている。

²⁷ 長距離艦対空ミサイルであり、中期防でその整備について明記されている（同 11 頁）。

²⁸ 令和 2 年版防衛白書（記述対象期間は原則として 2020 年 3 月末までとされている。）では、自衛官の若年定年年齢について、2020 年から現中期防期間中に 1 歳、次期中期防期間中に 1 歳、階級ごとに段階的に引き上げることとされている（同 408 頁）。

(4) スタンド・オフ防衛能力の強化

上述の2020年12月の閣議決定では、スタンド・オフ防衛能力の強化について、中期防において進めることとされているスタンド・オフ・ミサイルの整備及び研究開発²⁹に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地対艦誘導弾能力向上型の開発を行うこととされた。防衛省は、2017年度以降、現有品に比べて射程延伸等の機能・性能を向上させるべく12式地対艦誘導弾(改)の開発を進めていたが、今般、さらに長射程化し、スタンド・オフ・ミサイルとして開発できる見通しがついたことから、現在の開発事業を差し替え、ファミリー化³⁰を前提とした能力向上型の開発を行うこととし、2021年度予算では335億円(契約ベース³¹)が計上されている。

政府は、従来からスタンド・オフ・ミサイルを保有しただけでは敵基地攻撃を実施できない旨説明しており³²、12式地対艦誘導弾(改)の長射程化について、菅総理は「自衛隊員の安全を確保しつつ相手の脅威圏の外から対処を行うためのものであり、いわゆる敵地攻撃を目的としたものではなく、我が国防衛のため必要なものであり、専守防衛の考え方に整合するものである」旨答弁した³³。

(5) 「敵基地攻撃」と自衛の範囲

政府は、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解している。その上で、いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり得ることから、仮に、他国の領域における武力行動で自衛権発動の新三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではないと解している³⁴。

このように、政府は、いわゆる「敵基地攻撃」について、法理上は自衛の範囲に含まれ可能であると解する一方、政策上の判断として、日米間の役割分担の中で米国に依存することとし、敵基地攻撃を目的とした装備体系を整備することは考えていないとしてきた³⁵。

²⁹ 中期防では、スタンド・オフ防衛能力に関し、「我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイル(JSM、JASSM及びLRASM)の整備を進めるほか、島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾の研究開発を推進するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する」とされている(同10～11頁)。

³⁰ 国産開発のため、地上発射に加え、艦艇及び航空機から発射するファミリー化が可能とされる。

³¹ 装備品取得等の事業について、当該年度に締結する契約額の合計。

³² 「移動式の発射台をリアルタイムに把握するとともに、地下に隠蔽されたミサイル基地の正確な位置を把握し、まず防空用のレーダーや対空ミサイルを攻撃し無力化し、相手国の領域における制空権を一時的に確保した上で、移動式ミサイル発射機や堅牢な地下施設となっているミサイル基地を破壊してミサイル発射能力を無力化し、攻撃の効果を把握した上で更なる攻撃を行うといった一連のオペレーションが必要になる」旨説明している(第196回国会参議院予算委員会会議録第2号46頁(平30.1.31))。

³³ 第204回国会参議院本会議録第2号(令3.1.21)

³⁴ 第24回国会衆議院内閣委員会会議録第15号1頁(昭31.2.29、後述の脚注37参照)、憲法第九条の解釈に関する質問に対する答弁書(内閣衆質102第47号、昭60.9.27)、第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第6号41頁(平27.6.1)

³⁵ 第162回国会衆議院安全保障委員会会議録第10号3頁(平17.5.12)、第171回国会参議院決算委員会会議録

なお、防衛大綱では、「…日米間の基本的な役割分担を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。」と記されている³⁶。

敵基地攻撃と自衛の範囲に関し、岸防衛大臣は、「政府は従来から、昭和三十一年の統一見解³⁷を踏まえて、誘導弾等の攻撃が行われた場合に、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば、誘導弾による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であると解してきている」とした上で、「いかなる場合に他に手段がないと認められるかを含めて、我が国としていかなる状況において講ずるいかなる措置が自衛の範囲に含まれるかということについては、実際に発生した武力攻撃の規模や態様に即して個別具体的に判断されるべきものであって、例えば、米軍等の他国の支援の有無といった限られた与件のみをもって判断できるものではない」旨答弁している³⁸。

6. 防衛大綱・中期防3年度目の防衛関係費³⁹

2021年1月18日に閣議決定された令和3年度（2021年度）一般会計予算では、防衛関係費として対前年度⁴⁰比0.5%（289億円）増となる5兆3,422億円⁴¹が計上された。これは防衛関係費として過去最高額であり、第2次安倍内閣発足後に初めて編成された2013年度予算以降、9年連続の増額となった。中期防では、計画期間中の各年度の予算編成に伴う防衛関係費⁴²について、おおむね25兆5,000億円程度を目途とするとされているところ、

第5号12頁（平21.4.24）、第198回国会衆議院会議録第24号8頁（令元.5.16）

³⁶ 防衛大綱20頁

³⁷ 第24回国会衆議院内閣委員会議録第15号1頁（昭31.2.29）。敵基地攻撃と自衛の範囲に関し、「自衛のためということは、国土を守るということであるから、国土を守る以外のことではできない。飛行機でもって飛び出して行って、攻撃の基地を粉砕してしまうということまでは、今の条文ではできない」旨の鳩山総理答弁（第22回国会衆議院内閣委員会議録第23号5頁（昭30.6.16））と、船田防衛庁長官の答弁との間に齟齬がある旨質疑者から指摘があり、総理答弁の要求（第24回国会衆議院内閣委員会議録第14号10頁（昭31.2.28））を受けて、船田防衛庁長官が鳩山総理の答弁を代読した。

³⁸ 第203回国会衆議院安全保障委員会議録第2号14頁（令2.11.13）。政府の統一見解が示された委員会において、船田防衛庁長官は、朝鮮半島等における動乱に介入した在日米軍の基地を敵国が爆撃した場合の自衛隊の対応（敵基地攻撃ができるか否か）について、「おそらく行政協定第二十四条の発動により、共同作戦をしなければならない場合になる。従って、大作戦をすることは自衛隊の力ではできないし、また自衛の範囲内ということから、問題が起こる。そのような場合にはおそらく米国の空軍の活動あるいは艦船の活動があるので、大体においてそのような場合には、いわゆる他に方法があるということになる」旨答弁するとともに、同条に基づく共同措置の内容について、「行政協定第二十四条によりそれらの点について協議するのであり、まず協議をしなければ、どういう措置を講ずるかということとは言明できない。その時の事情によることであるから、その協議をすることがまず必要なことであり、おそらくそのときには、我が国の憲法始め我が国の国法に従って、できる範囲の措置をとることになる」旨答弁した（第24回国会衆議院内閣委員会議録第15号3～4頁（昭31.2.29））。

³⁹ 「6. 防衛大綱・中期防3年度目の防衛関係費」及び「7. 在日米軍駐留経費負担」の金額は、特に記載がある場合を除き、当初予算ベースかつ歳出ベース（装備品取得等の事業について当該年度に支払われる額の合計）である。なお、2021年度の防衛関係費の詳細については、前述の佐久間論文（脚注21）を参照されたい。

⁴⁰ 比較の対象としている2020年度当初予算額には、臨時・特別の措置を含む。

⁴¹ SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る経費等（以下「SACO関係経費等」という。）を含む。

⁴² 中期防で定める防衛関係費の総額について、麻生財務大臣は「補正予算で手当てる経費も含めて総額の枠

2021年度は中期防対象経費⁴³として5兆1,235億円(対前年度1.1%(547億円)増)が計上されており⁴⁴、2019年度以降の3か年度の当初予算を足し合わせると15兆1,993億円となる⁴⁵。

2021年度の歳出化経費⁴⁶は1兆9,377億円⁴⁷(対前年度0.2%(41億円)増)であり⁴⁸、物件費(事業費)の総額2兆9,316億円⁴⁹の66.1%を占めている。また、新規後年度負担⁵⁰は2兆4,090億円⁵¹(契約ベース、対前年度0.2%(40億円)増)と歳出化経費を大きく上回っているが、不確実性を増す安全保障環境に機動的に対応できる予算編成のためには、将来の予算の硬直化をもたらす新規後年度負担を抑制する必要がある旨の指摘がなされている⁵²。

近年、補正予算における追加額が数千億円程度で推移しており、我が国を取り巻く安全保障環境や頻発する自然災害に対応するため、自衛隊の安定的な運用態勢の確保を図るとして、防衛装備品の取得経費が計上されている。これに関し、麻生財務大臣は「必要な装備品については、一刻も早い導入を図る必要があるというのが昨今の情勢だと思っているが、少なくとも今、補正予算の対象から正面装備について特にこれだけ除外することになっていないので、補正予算に計上すべきかどうかについては、緊要性などの要件⁵³に照らしてその都度判断されるべきものである。安全保障環境や頻発する自然災害等を考えても、企業等に早期に支払いを行うことで製造工程の進捗を図るとするのは極めて大事なことであり、正面装備品を含めて必要な装備品が着実かつ可能な限り早期に取得できることを目的に補正予算に計上することは、財政法上の規定に反するものでもない」旨答弁している⁵⁴。

7. 在日米軍駐留経費負担

(1) 在日米軍駐留経費負担の経緯

在日米軍の駐留に要する経費については、日米地位協定第24条に基づき、我が国は施

内におさまるように予算編成を行う必要がある」旨答弁している(第192回国会衆議院財務金融委員会議録第3号17頁(平28.10.21))。

⁴³ 中期防対象経費にSACO関係経費等は含まれない。

⁴⁴ なお、2020年度予算(第3次補正後)の防衛関係費5兆6,758億円のうち、中期防対象経費は5兆4,315億円とされている。

⁴⁵ 2019年度及び2020年度を補正後予算とすると、2019年度以降の3か年度で15兆9,725億円となる。

⁴⁶ 前年度(2020年度)以前の契約に基づき、今年度(2021年度)に支払われる経費をいう。

⁴⁷ SACO関係経費等を除く。2021年度の歳出化経費の内訳は、維持費等(修理費等)7,299億円、装備品等購入費4,797億円、航空機購入費2,988億円、施設整備費等1,674億円、艦船建造費等1,087億円、研究開発費866億円などとなっている。

⁴⁸ なお、2020年度補正予算(第1次～第3次)における防衛関係費の追加額4,051億円(SACO関係経費等は計上されていない。)のうち、歳出化経費は3,257億円である。

⁴⁹ SACO関係経費等を除く。

⁵⁰ 2021年度の契約(原則5年以内)に基づき、翌年度(2022年度)以降に支払われる経費をいう。

⁵¹ SACO関係経費等を除く。

⁵² 財政制度等審議会『令和3年度予算の編成等に関する建議』(2020年11月25日)101頁

⁵³ 財政法(昭和22年法律第34号)第29条は、内閣が補正予算を作成できる場合として、①法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出又は債務の負担を行うため必要な予算の追加を行う場合、②予算作成後に生じた事由に基づいて予算に追加以外の変更を加える場合に限定している。

⁵⁴ 第201回国会衆議院財務金融委員会議録第1号6頁(令2.1.28)

設・区域の提供、その所有者・提供者への補償を負担し（同条第2項）、米国は我が国が施設・区域を提供した後の在日米軍の維持に伴う全ての経費（いわゆる維持的経費）を負担することとなっている（同条第1項）。

しかし、1970年代以降の我が国の物価・賃金の高騰や円高ドル安の環境等に伴い、米側の駐留経費負担が増大し、米国では我が国に対する防衛分担の追加を求める声が高まった。これを受けて、我が国は1978年度以降、米側の駐留経費負担軽減及び在日米軍の日本人従業員の雇用安定を図るために、日米地位協定第24条の措置として、基地従業員の労務費の一部（福利費等）負担や隊舎等の提供施設整備費の負担を順次開始した。

さらに1987年度からは、日米地位協定第24条の特例的な暫定措置として、特別協定を締結することにより、従来米側が負担してきた在日米軍従業員に対する調整手当等8項目の手当につき我が国が負担することとなった。その後、おおむね5年ごとに特別協定が締結され、我が国は、基地従業員の「労務費」（基本給及び諸手当）、公用のために調達される「光熱水料等」、我が国の要請による米軍の訓練の移転に伴い必要となる燃料費、食費、住居費等の「訓練移転費」をそれぞれ負担することとなった。

現行の在日米軍駐留経費負担に関する特別協定⁵⁵は、2016年1月に署名され、同年3月の国会承認を経て、締結されたものであり、対象期間は2016年度から2020年度までの5年間となっている。

（2）新たな特別協定に関する交渉と今後の動き

2020年10月15日及び16日、日米両政府は在日米軍駐留経費交渉準備会合をテレビ会議形式で実施し、同盟に対する相互の貢献について意見を交換した。その後、11月3日の米国大統領選挙投票日を挟み、同月9日及び10日、ワシントンD. C.において在日米軍駐留経費に関する正式交渉を開始した。

在日米軍駐留経費負担に関する新たな特別協定⁵⁶は、現在米側と交渉中であるため、2021年度予算において、在日米軍駐留経費負担（いわゆる思いやり予算）2,017億円のうち特別協定による負担については、現行協定に準じ、1,538億円（対前年度1.2%（19億円）増⁵⁷）が計上されている。

⁵⁵ 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（2016年4月1日発効）。

⁵⁶ 2021年1月15日、政府は衆議院・参議院の議院運営委員会理事会において、第204回国会（常会）における議案提出予定について説明し、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（仮称）」の国会提出予定時期は2月上旬とされている。

⁵⁷ 当該会計年度の前年度に先立つ3会計年度における実績に基づき算定される「光熱水料等」が12億円増、基地従業員における退職者数の増加等により「労務費（基本給等）」が7億円増となっている。

8. 普天間飛行場移設問題

(1) 辺野古沿岸部の埋立承認の撤回をめぐる訴訟⁵⁸

2018年7月27日、翁長沖縄県知事は普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認⁵⁹の撤回を表明し、埋立承認に際しての留意事項に基づく事前協議を行わずに沖縄防衛局が工事を開始したこと、承認後に軟弱地盤や活断層が見つかったこと、承認後に策定した環境保全対策に問題があること等を理由として、沖縄防衛局に対し公有水面埋立承認取消通知書を同月31日に発出した。8月8日に翁長知事が急逝し、9月30日に沖縄県知事選の投開票が行われた結果、辺野古移設に反対する玉城デニー前衆議院議員が当選し、埋立承認の撤回が維持された⁶⁰。

防衛省（沖縄防衛局長）は2018年10月17日、埋立承認の撤回に対し、行政不服審査法に基づく不服審査請求及び執行停止を石井国土交通大臣に申し立てたところ、同月30日、同大臣が執行停止を決定し⁶¹、11月1日、工事が再開された。

2019年4月5日には、国土交通大臣が埋立承認取消しを取り消す旨の裁決を行った。これに対し、沖縄県は、同月22日、国地方係争処理委員会に対して、国土交通大臣が当該裁決を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出書を提出したが、同年6月17日、国地方係争処理委員会は、当該採決は同委員会が審査すべき国の関与には当たらず、審査対象に該当しないとして、沖縄県の申出を却下した。これを受け、沖縄県は、国土交通大臣が行った裁決の取消しを求め、同年8月7日、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起したが⁶²、地裁判決⁶³において沖縄県の訴えは却下され、2020年12月11日、沖縄県は控訴した。

(2) 埋立海域への土砂投入と地盤改良工事の追加等に伴う埋立変更承認申請

2018年12月3日、沖縄防衛局は埋立用の土砂を地元企業の棧橋から輸送船に積み込む作業を開始した。沖縄県は、沖縄防衛局による行政不服審査請求・執行停止申立てが違法であること等を主張し、工事を中止するよう行政指導を行ったが、沖縄防衛局はこれに応じず、同月14日、埋立海域への土砂投入作業を開始した。

⁵⁸ このほか、2020年7月22日、沖縄県は、沖縄防衛局長から申請のあったサンゴ類の特別採捕許可申請について農林水産大臣が行った是正の指示の取消しを求めて、地方自治法に基づく違法な国の関与の取消訴訟を提起した。

⁵⁹ 2013年12月、仲井眞沖縄県知事により、辺野古沿岸部の埋立承認が行われた。2015年10月、翁長沖縄県知事により、承認手続に法的瑕疵があったとして埋立承認の取消処分が行われたが、国と県との訴訟において、最高裁判所は当該処分が違法であるとの判断を示し、国側の勝訴が確定した（2016年12月）。

⁶⁰ 2019年2月24日、辺野古米軍基地建設のための埋立への賛否を問う県民投票が行われた結果、反対が434,273票（有効投票総数の72.2%）となり、投票資格者総数（1,153,600）の4分の1を超えた（37.6%）ため、条例上、知事には投票結果の尊重義務が生じる。

⁶¹ その後、普天間飛行場移設問題に関する政府と沖縄県との集中協議を経て、2018年11月29日、沖縄県は国土交通大臣の執行停止決定を不服として国地方係争処理委員会に審査申出書を提出したが、2019年2月18日、国地方係争処理委員会は、当該決定は同委員会が審査すべき国の関与には当たらず、審査対象に該当しないとして、沖縄県の申出を却下した。

⁶² このほか、沖縄県は関与取消訴訟を提起したが、2020年3月26日、最高裁判決において県の訴えは退けられた。

⁶³ 2020年11月27日那覇地方裁判所判決

2019年3月、防衛省は、2014年度以降実施してきた、埋立海域におけるボーリング調査の結果を踏まえた、護岸等の構造物の安定性等についての検討結果を参議院予算委員会理事事に提示した。同検討結果によると、当初の想定よりも護岸等の安定性及び沈下に影響すると考えられる地層が確認され、地盤改良工事が必要であるものの、一般的で施工実績が豊富な工法により地盤改良工事を行うことによって、護岸や埋立て等の工事を所要の安定性を確保して行うことが可能であることを確認したとされている。

2019年9月、沖縄防衛局は、護岸や埋立地等の設計・施工・維持管理を合理的なものにするため、技術的・専門的見地から、客観的に有識者からの提言・助言を得るべく、土木工学等の有識者から成る「普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会」を設置した。12月に開催された第3回会合において、沖縄防衛局はこれまでの検討結果として、計画変更後、工事着手から工事完了までに9年3か月、提供手続完了までに約12年を要し⁶⁴、経費の概略として約9,300億円⁶⁵が必要であることを示した⁶⁶。

2020年4月21日、沖縄防衛局は、公有水面埋立法に基づき、埋立変更承認申請書を沖縄県に提出した。同申請書においては、キャンプ・シュワブ北側の大浦湾における地盤改良工事の追加に伴い、大浦湾側の護岸や埋立地の設計等を変更すること、変更後の計画に基づく工事に着手してから工事完了までに9年3か月を要すること、埋立てに関する工事に約7,200億円を要すること（環境保全措置等、飛行場施設整備及びキャンプ・シュワブ再編成工事に要する経費を加えた総経費の見積り（約9,300億円）については変更なし）、計画変更に伴う環境影響予測の結果が現行の環境保全図書と同程度又はそれ以下であったことから、現行の環境保全措置等と同等の内容を実施する（新たな環境アセスを実施しない）こと、埋立土砂等の種類に、公共残土やリサイクル材等を追加するとともに、海砂を用いないこと等が記載されている。

沖縄県は、同申請書の処理（告示・縦覧、関係市町村の意見聴取等）に「163日～223日」を要するとしており⁶⁷、告示・縦覧は2020年9月に実施された。

（みやざき まさし、てらばやし ゆうすけ）

⁶⁴ 日米両政府が策定した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（2013年4月）では、工事着手から工事完了までに5年、提供手続完了までに8年要すると見込まれ、普天間飛行場の返還時期について「2022年度又はその後に返還可能」とされていた。

⁶⁵ 2014年3月、小野寺防衛大臣は「少なくとも3,500億円以上と見込んでいる」旨答弁していた（第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号17頁（平26.3.13））。

⁶⁶ 第201回国会衆議院本会議録第2号7頁（令2.1.22）（安倍総理答弁）、『読売新聞』（令元.12.26）等

⁶⁷ 『読売新聞』（令2.5.16）、『琉球新報』（令2.5.16）、『沖縄タイムス』（令2.5.16）等